

議案第3号

つくばみらい市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

つくばみらい市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年つくばみ
らい市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表中「392,000円」を「426,000円」に、「352,000円」を「3
84,000円」に、「331,000円」を「362,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月5日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

市議会議員の職務、職責などに鑑み、議員報酬の額を改定するため、条例の一部を改
正するものです。

つくばみらい市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第28号)新旧対照表

改正案				現行			
別表(第2条, 第4条関係)				別表(第2条, 第4条関係)			
区分	議員報酬	旅費	管内費用弁償	区分	議員報酬	旅費	管内費用弁償
議長	月額 426,000円	副市長相当額	日額 1,000円	議長	月額 392,000円	副市長相当額	日額 1,000円
副議長	月額 384,000円			副議長	月額 352,000円		
議員	月額 362,000円			議員	月額 331,000円		